

レンタカー利用規約 保険編 その1

保険・補償の適用除外

お客様は貸渡約款を遵守して、レンタカーをご利用下さい。

なお、下記に該当する運転または状態で発生した事故による損害はお客様のご負担となります。この場合、基本料金に含まれる前述の保険補償制度、および車両・対物事故免責補償額制度の適用をお断りいたします。

お客様が負担すべき損害金を当社が立て替えてお支払いした場合は、お客様は直ちに立て替え金と同額を当社までお支払い下さい。

- **■ 事故現場により警察および当社への連絡など所定の手続きが取られていない場合**
- **■ 貸渡契約に違反している場合**
 - 無免許運転の場合
 - 酒気帯び運転・飲酒運転の場合
 - 契約者および運転者以外の方が運転して事故を起こした場合
 - 当店に連絡が無い場合
 - 貸渡期間の無断延長の場合
 - 無断で示談した場合
 - 氏名・年齢・住所などを偽った者の運転で事故を起こした場合
 - その他貸渡約款に違反した場合
- **■ 保険約款または補償制度の免責事由に該当する場合、または支払を除外されている場合**
 - 故障による事故
 - パンク・タイヤの損傷
 - ホイールキャップの紛失破損
 - ライトの点けっ放しなどによるバッテリートラブル費用一式
 - 鍵の紛失
 - パンク応急修理キット代
 - お客様の所有、使用、管理する財物の損害など
- **■ 使用・管理上の落ち度があった場合**
 - 施錠しないで駐車し盗難にあった場合
 - 使用方法が劣悪なために生じた車体などの損傷や腐食の補修費
 - 車内装備の汚損
 - 装備品の紛失
 - タイヤチェーン、キャリア、チャイルドシートの取り付けおよび装備不備による損害

レンタカー利用規約 保険編 その2

- 海岸、河川敷または林間など車道以外で走行した場合の車両損害（維持・管理された道路以外での事故）
- 給油時の燃料種別の間違いにより生じた補修費
- ※保険のお申込みは出発時に限らせていただきます。お貸出し中の途中加入・解約はできません。
- ※シートベルト、チャイルドシートの着用を条件とします。

故意・重過失・法令違反による事故についての措置

- 重過失(わき見運転等前方不注意における事故を除く)・法令違反・貸渡規約違反・無免許運転・30km以上の速度超過・酒気帯び運転による事故の場合は、自動車保険が使用できなくなる他、レンタカー車両を全額弁償及び営業保障及び過失損害金として20万円をお支払いいただきます。
- わき見運転等前方不注意(追突事故)における事故においては追突損害金として5万円お支払いいただきます。

事故免責補償制度（CDW）について

事故免責補償制度（CDW）に貸渡時に加入していただくと初回1度目の事故に限り免責額のお支払いが免除されます。

全損事故又は自走不能な場合はその時点で契約は終了します。返金是对应いたしかねます。

1契約でご契約者1名と副運転者3名（貸渡時に登録した方のみ）の計4名まで加入できます。

5名以上の副運転者の登録は追加料金がかかります。

レッカー料金については免除されませんのでご注意ください。

※注意 走行中の携帯電話等の注視による前方不注意やわき見運転における追突事故の場合は自動車保険が利用出来なくなる他、事故免責補償制度（CDW）が適用外になり追突損害金として一律5万円（税別）をお支払い頂きます

レッカー料金については免除されませんのでご注意ください。